

## 記入例

## 在外選挙人名簿登録移転申請書

フリガナ	ホンベツ	ハナコ	生年月日	性別
氏名	姓 本別	名 花子	1995年 3月 3日	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
署名 (必ず自署)	本別花子 ※必ず申請者が自署して下さい			
本籍	北海 <input type="checkbox"/> 都 <input checked="" type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県	中川	<input checked="" type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 市	本別 <input checked="" type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 村
	北〇〇丁目〇番地15			
旅券番号 (任意)	AA9876543			
転出先住所 〔必ず記入〕	住所以外の送付先 (在留届に記載予定の緊急連絡先) 〔希望により記入〕 (この欄は、在留届に記載予定の「在留置の緊急連絡先」において、選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留置の緊急連絡先」を書いてください)			
(カタカナ表記) アメリカ合衆国(※)サンフランシスコ <input checked="" type="checkbox"/> 州 <input type="checkbox"/> 省 サクラメント <input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 郡  〇〇〇〇 125  (外国語表記) 125 〇 Street Sacramento, CA95814 USA  <input type="checkbox"/> 旅券法第16条の規定に基づき提出する在留届に記載する住所(注意参照)  ※ カタカナ表記の「国名」は必ず記載すること。	(カタカナ表記)    (外国語表記)			
住民基本台帳法上の届出(市町村への住民票の転出届)をした年月日	2021年 3月 15日			
住民基本台帳法上の届出(市町村への住民票の転出届)に転出の年月日として記載された日	2021年 3月 28日			
住民票に記載されている最終住所	北海 <input type="checkbox"/> 都 <input checked="" type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県	中川	<input checked="" type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 市	本別 <input checked="" type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 村
	北〇丁目〇〇番地15			

公職選挙法第30条の5の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿への登録の移転を申請します。

2021年 3月 15日

本別町 選挙管理委員会委員長 殿

連絡先	電話番号(※) 2-34566-789-123	FAX番号(※) 2-34566-789-120	メールアドレス ◎◎@abc,co.jp
-----	----------------------------	-----------------------------	-------------------------

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号-地域番号-電話番号(FAX番号)」の順に記入してください。

## 注 意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
- 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 3 「旅券番号」欄の記載は任意ですが、できる限り記載するようにしてください。
- 4 「転出先住所」欄及び「住所以外の送付先」欄の「カタカナ表記」には、カタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。「外国語表記」には、英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。
- 5 「転出先住所」欄の「カタカナ表記」には、国名は必ず記載してください。国名以外の住所について、国外への転出後に提出する旅券法第16条に規定する在留届に記載された住所をもって「転出先住所」とする場合は、「旅券法第16条の規定に基づき届け出る在留届に記載する住所」の口に✓をつけてください。
- 6 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。
- 7 「住所以外の送付先」欄においては、在留届に記載する予定の「在留置の緊急連絡先」が定まっていないが、住所以外の送付先への送付を希望する場合には、その旨を記載してください。
- 8 申請後、在外選挙人証を受け取るまでの間に投票用紙等の送付先を変更する場合には、申請を行った市町村の選挙管理委員会に届け出る必要があります。

## 特記事項